

令和4年3月 日

狛江市長 松原 俊雄 様

狛江市市史編さん委員会  
委員長 森 安 彦

### 意見書 (案)

現在の計画では、市史編さん事業は令和4年度末をもって終息する予定となっておりますが、平成24年度から進めてきた市史編さん事業においては、市及び教育委員会が集積してきた歴史資料（文字史料、考古資料、民俗資料を含む、以下歴史資料等）を活用するだけでなく、市内に残されてきた貴重な歴史資料等を多数調査し、集積してきました。

自治体史の編さん事業では、事業終了後、その成果を活用するための組織が継続せず、編さん事業の成果を十分に活用できないケースや、集積してきた歴史資料等の保管・管理・活用のあり方が曖昧になるケース等がみられ、同様の事態を生じることは避ける必要があります。その一方で、編さん事業の終息を契機に、歴史資料等の保管・管理及び公開・活用について、必要な施設・体制の整備に至る自治体が多くあることも事実です。

地域に残されたきた歴史資料等については、編さん事業終了後も地域の資産として将来に向けて確実に継承できるよう保管・管理に万全を期すことは自治体の責務でもあり、市として、編さん事業の成果とともに、歴史資料等が持つ価値を地域に還元するために効果的な活用策を検討していくべきものと考えます。それらの点を踏まえ、編さん事業に関わった者の責務として、下記の点を強く要望いたしますので、ご検討のほどよろしく願いいたします。

### 記

1. これまで集積してきた歴史資料等については、将来に向けて確実に継承していく必要があることから、その保管・管理に必要な施設及び体制を整備すること。
2. 歴史資料等を単に保管・管理するだけでなく、市史編さん事業の成果とあわせて、地域学習の素材として、さらに地域の資産として積極的に公開・活用できるように、展示施設を含めた活用のための施設及び体制を整備すること。
3. 市史編さん事業の中で進めてきた歴史的公文書の収集・保管について、引き続き担当する部署を設置し、将来に向けた収集及び保管、公開を継続すること。
4. 1～3のために必要な施設及び体制について検討するとともに、必要な施設及び体制が整備できるまでの間、必要な業務を担当する部門として、市史編さん室を継続すること。